

令和8年度  
伊賀市集落営農支援事業

< 募 集 要 項 >

伊賀市産業農林部農林振興課

## 目次

1 趣旨	1 ページ
2 補助の内容	1 ページ
3 補助の対象となる経費・対象とならない経費	
	2 ページ
4 募集の周知	2 ページ
5 募集期間	2 ページ
6 審査方法	3 ページ

## | 趣旨

伊賀市集落営農支援事業補助金は「ひとが輝く 地域が輝く」自立と共生の地域づくり実現のため、集落営農推進を目的に各地区において組織される集落営農組織等を支援し、地域農業の安定的発展と集落環境及び機能の維持に資することを目的とする。

※「集落営農」とは、農業経営や地域社会がかかえる問題を地域住民が話し合い、知恵を出しあって解決することで、人々がやりがいを持って働き、生き生きと住み続けることが出来る共同活動であり、当支援事業ではこのような取り組みを行う組織を支援します。

## 2 補助の内容

補助対象事業は、下記のとおり募集し、決定します。

補助対象組織 (右の要件の全て を満たす組織が 対象となります)	① 集落営農活動を行うとともに、集落環境及び機能の維持に資する活動を行おうとする組織 ② 営農拠点が伊賀市内にあり、営農が伊賀市内で行われている組織 ③ 集落内の合意によって組織し、営農活動を継続することが見込まれる組織 ④ 定款・規約等の定めがあり公正な運営が見込まれる組織
補助対象と ならない組織	① 宗教活動、政治活動を主な目的とするもの ② 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするもの ③ 暴力団または暴力団やその構成員の統制下にある組織
補助事業等の内容	«集落営農の推進に必要な経費» ① 省力化技術を活用した農業用機械機具購入費助成 ※ラジコン草刈機や農業用ドローンなど遠隔操作による作業省力化技術に関する機械を優先採択します ② 農業用機械機具購入費助成 ③ 施設の新築・改修費助成
補助金の額 又は交付率 (予算の範囲内)	①は事業費の40%以内、②、③は事業費の20%以内。 ただし、補助事業等の交付額が、①、③の場合は上限200万円 ②の場合は上限100万円。 下限は①、②、③とも20万円とし、千円未満は切り捨てる。 ※補助金額は変わる場合があります。

※令和8年4月から令和9年3月末日までに実施及び完了する事業に限ります。

### 3 補助の対象となる経費・対象とならない経費

#### ●補助の対象となる経費

備品購入費	農業用又は農産加工用機械機具及びその付属品の購入費用
工事請負費	農業用又は農産加工用施設の新築・改修費用

#### ●補助の対象とならない経費

中古機械等適正な取得価格が明確でない備品購入費
土地の取得、造成、補償などにかかる経費
その他、補助事業の実施に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

### 4 募集の周知

以下の方法で周知します。

- ① 伊賀市ホームページへの掲載
- ② 広報いが 1 月号への掲載

### 5 募集期間

令和 8 年 1 月 5 日(月)～令和 8 年 2 月 13 日(金) 必着  
伊賀市産業農林部農林振興課まで提出してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。  
〔土日祝日を除く平日のみです。〕

#### 【提出いただく書類】

- ① 伊賀市集落営農支援事業審査申込申請書（様式第 1 号）
- ② 組織の定款・規約・会則等
- ③ 組織の前年度の実績報告書及び収支報告書
- ④ 組織の本年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 組織の構成員名簿
- ⑥ 集落営農支援事業の導入を検討していることがわかる書類（会議録等）
- ⑦ 見積り・カタログ・設計図等
- ⑧ 現在の営農活動でスマート農業を活用し省力化等を行っている団体は、運用の様子がわかる写真等

★申請書と募集要項は、農林振興課にありますのでお問い合わせください。

また、伊賀市ホームページからもダウンロードできます。

伊賀市集落営農支援事業補助金

<https://www.city.iga.lg.jp/0000010787.html>

『募集について』から該当の募集ページに進んでください



QR コードから HP を閲覧することも可能です。  
対象年度の募集ページへ進んでください。

## 6 審査方法

### (1) 事前審査

提出された申請書類については、あらかじめ事前審査を行い、書類及び要件の確認をします。

### (2) 本審査

事前審査を通過した組織について書類審査を行います。

#### ●本審査手順

・審査にあたっては、作業省力化技術を推進する申請を優先するものとし、以下の項目について5段階で評価を行います。

1	営農活動	適切な組織運営や営農活動を行っているか、または行うことが見込めるか
2	公益的活動	集落環境及び機能の維持に資する活動を行っているか、または行おうとしているか
3	設立後の交付実績	組織設立後当事業の交付を受けておらず、活動支援を特に必要としているか
4	過去5年間の交付実績	近年（過去5年間）の交付実績がない（少ない）組織の申請であるか
5	省力化	導入する機器のスマート技術により農作業の自動化や大幅な省力化が見込めるか、または経理や生産管理等の省力化、営農技術の向上が見込めるか
6	先進性	現在の営農活動において、ICTを活用したスマート技術を活用しているか

※3及び4の交付実績は過去に伊賀市が実施した類似の機械など購入助成事業を指します。

### (3) 交付組織の決定

交付組織の決定は、予算の範囲内で決定し、文書で通知します。

### (4) 結果の公表

審査の結果は、応募組織に通知するほか、伊賀市ホームページで公表します。なお、各審査員の採点内容は公表いたしません。